

## 社会福祉法人仙萩の杜 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仙萩の杜（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、法人の定款により定められた理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（日当、交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員に対して支給する報酬等は、役員に対して職務遂行の対価として支給することができる。

- 2 法人の運営管理のために理事長及び理事に対し、報酬を支給することができる。ただし、法人職員を兼ねる場合は、これを支給しない。
- 3 監事が監査、その他法人の運営に必要な専門業務を行うために法人に勤務した場合は、報酬を支給することができる。

### (報酬の額の決定)

第4条 評議員の報酬は、定款第8条で定めるとおり無報酬とする。

- 2 役員等の報酬の額は、法人の経理の状況その他の事情を考慮して、別表1に定めるとおりとする。

### (報酬の支給方法)

第5条 報酬は、都度現金をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

### (費用弁償)

第6条 役員及び評議員が評議員会、理事会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償することができる。

- 2 費用弁償の額は、別表2に定めるとおりとする。
- 3 役員及び評議員が、その職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求の日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

### (公 表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

役員等の報酬等に関する規程は、令和2年3月31日をもって廃止する。

別表 1

| 区 分 | 報酬の額                           |
|-----|--------------------------------|
| 理事長 | 法人施設業務のための出勤：<br>1日につき 10,000円 |
| 理 事 |                                |
| 監 事 |                                |

別表 2

| 区 分                                  | 費用弁償の額   |
|--------------------------------------|--|
| 評議員会                                 | 1日につき 3,000円                                       |
| 理 事 会                                | 1日につき 3,000円                                       |
| 監 事 会                                | 1日につき 3,000円                                       |
| 理事長の命により出席した会議                       | 1回につき 3,000円                                       |
| 旅 費                                  | 日 当：1日につき 3,000円<br>宿泊費：1泊につき 14,000円<br>交通費：実費相当額 |
| 上記の他、職務遂行に必要な手数料等の経費（研修会出席者負担金、資料代等） | 職務遂行に必要な額  |